

高台移転被災者支援補助金制度を新設しました

町では、東日本大震災で被災し、復興に取り組む方々を支援するため、高台等移転者に対する町独自の補助制度を創設しました。該当する方は申請されますようお知らせします。

| 補助制度区分 | 国の補助制度 | |
|-----------|--|--|
| 補助金の交付対象者 | がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 危険住宅移転支援事業補助金 | 東日本大震災時（平成23年3月11日）に災害危険区域内に居住していた世帯で、災害危険区域指定後に個人で用意（取得）した土地に移転する方 東日本大震災時（平成23年3月11日）に災害危険区域内に居住していた世帯で、災害危険区域指定前に個人で用意（取得）した土地に移転された（する）方 ※町内において再建された（する）方 ※町税等について未納がない方 |
| 補助対象経費 | 移転先の住宅再建費用を金融機関等から借入した際に発生する利子相当額及び災害危険区域内の危険住宅除却等費への助成 | 同左 (国の補助制度と同様になります。) |
| 補助金額 | 【借入金の利子相当額】 住宅建設 444万円まで 土地購入 206万円まで 住宅用地造成 58万円まで 【引っ越し費用、除却等費として要した費用の額】 除却等費 78万円まで ※除却等費…危険住宅の除却に要する費用 (除却費、移転費、仮住居費、跡地整備費) | 同左 |
| 申請に必要な書類 | ①補助金交付申請書 別添1 経費内訳 別添2 経費内訳 ②納税状況等確認同意書 ③危険住宅に居住していたことがわかる書類（住民票、り災証明等の写し） ④危険住宅の位置図、配置図、平面図、状況写真 ⑤移転先住宅の位置図、配置図、平面図 ⑥融資申込書の写し ⑦融資償還予定表の写し ⑧見積書の写し ⑨跡地計画 ※工事の着工、住宅再建に係る一切の契約（融資契約、工事等契約）については、町の補助金交付決定を受けてからとなります。（国の補助制度のみ） | 同左 ※町の制度では、工事の着工、契約等が済んでいる場合でも対象となります。 ただし、町内において再建された方のみ対象となります。様々なケースがあると思われますので、個別に問い合わせください。 |
| 対象となる期間 | 災害危険区域に指定された日から平成28年3月31日まで ※平成28年3月31日までに移転事業を完了すること。 | 平成23年3月11日～平成28年3月31日 ※平成28年3月31日までに移転事業を完了すること。 |
| 問い合わせ | 復興事業推進課 ☎46-1379 | |

| 町独自の制度 | 国の補助制度 |
|---|---|
| 水道給水装置設置費補助金 | 高台移転等低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業費補助金 |
| 東日本大震災により、居住していた町内の住宅が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く。）に居住するため、住宅を建築する方 ①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域 ②志津川地区公共下水道認可区域 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域 ※いずれも下水道等の受益者負担金または受益者分担金を完納していることが条件 | 東日本大震災により、居住していた次の①から③の区域の住宅が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く。）に居住するため、住宅を建築する方 東日本大震災により、居住していた町内の住宅等（住宅、店舗、倉庫及び工場等）が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く。）に住宅等を建築または改築し、あわせて低炭素社会対応型浄化槽（ブロワの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽）等を設置する方 ※伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域、袖浜地区漁業集落排水処理区域に建築する方は対象外となります。 |
| ①第1止水栓までの給水装置（水道メータを除く。）設置に係る経費 ②水道水の安定供給を図るため設置するポンプ及び受水槽等の設置経費 | 新たに設置する浄化槽設置工事費 |
| ・補助対象経費の2分の1の額以内で、対象となる住宅1件につき100万円を限度 ・複数の方が共同で設置される場合は、費用の合計額を補助対象経費とし、対象となる住宅1件につき100万円を限度 【例】工事費 50万円の場合(50万円×1/2) 補助金額25万円 150万円の場合(150万円×1/2) 補助金額75万円 200万円の場合(200万円×1/2) 補助金額100万円 300万円の場合(300万円×1/2=150万) ……100万円が限度なので補助金額100万円 | 新たに設置する低炭素社会対応型浄化槽設置工事費 |
| ①水道給水装置設置費補助金交付申請書 ②り災証明書またはその写し ③工事見積書 ④位置図及び配置図 | 人槽区分 補助金額 5人槽 332千円 6~7人槽 414千円 8~10人槽 548千円 11~20人槽 939千円 21~30人槽 1,472千円 31~50人槽 2,037千円 51人槽~ 2,326千円 |
| ①下水道等受益者浄化槽設置工事費補助金交付申請書 ②り災証明書またはその写し ③工事見積書または契約書の写し ④位置図及び配置図 | ①低炭素社会対応型浄化槽設置工事費補助金交付申請書 ②り災証明書またはその写し ③審査機関の審査を終了した浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し ④位置図及び配置図 ⑤工事契約書の写し ⑥合併浄化槽登録要領第7条第1項の規定による登録証の写し ⑦⑧の要領第12条の規定による登録浄化槽管理票（C票） |
| 平成23年3月11日～平成33年3月31日 ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります。 | 平成23年3月11日～平成33年3月31日 ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります。 |
| | 上下水道事業所 ☎46-5600 |

※被災されてない方につきましても、従来の浄化槽設置費補助金の申請が可能です。